



浦添市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本哲也

浦添市条例第 23 号

浦添市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

浦添市職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 赴任 新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用された者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

第4条第1項中「出張」を「出張し、又は赴任」に改め、同条第2項中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改める。

第5条第1項中「各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第6項中「車賃その他の旅費」を「旅費」に改める。

第7条第1項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第15条の見出しを「（その他の交通費）」に改め、同条中「車賃の額は、県内旅行に限り、車賃実費額による」を「その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第16条を削る。

第17条の見出しを「（宿泊費）」に改め、同条第1項を次のように改める。

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる宿泊費基準額の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第17条第2項及び第3項を削り、同条を第16条とする。

第18条の見出しを「（宿泊手当）」に改め、同条第1項を次のように改める。

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

第18条第2項を次のように改める。

2 宿泊手当の額は、宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合には、前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当する費用が含まれる場合には、前項で定める定額の3分の1の額

第18条を第17条とする。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第1項中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同条第2項中「第3条第6号」を「第3条第7号」に改め、同条を第21条とする。

第19条各号中「出張中」を「出張又は赴任のための旅行中」に改め、同条第1号イ中「出張」を「出張又は赴任」に改め、同条を第20条とし、同条の前に次の2条を加える。

（転居費）

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。た

だし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、第7条に規定する旅費として支給されるものその他の市費による支給が適当ではない費用として市長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
 - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。
- 別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の浦添市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

浦添市職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市職員の旅費に関する条例 昭和53年12月18日 条例第22号 注 平成27年3月から改正経過を注記した。 （定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(5) 〔略〕 〔新設〕 〔略〕 （旅費の支給） 第4条 職員が出張した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。	浦添市職員の旅費に関する条例 昭和53年12月18日 条例第22号 注 平成27年3月から改正経過を注記した。 （定義） 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(5) 〔略〕 (6) 赴任 <u>新たに採用された職員（人事交流等により国又は他の地方公共団体から引き続いて採用された者に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</u> (7) 〔略〕 （旅費の支給） 第4条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1) 職員が出張中_____に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合には、当該職員

(2) 職員が出張中_____に死亡した場合には、当該職員の遺族

3～5 〔略〕

（旅行命令）

第5条 旅行は、各機関の長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2～5 〔略〕

6 旅行命令権者は、宿泊を伴わない県内旅行のうち車賃その他の旅費を支給しない旅行命令を発するときは、第4項本文の規定にかかわらず、口頭により旅行命令を発するものとする。この場合においては、同項の規定による記載は、要しないものとする。

7 〔略〕

（旅費の種類）

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料_____とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3～5 〔略〕

（旅行命令）

第5条 旅行は、旅行命令権者_____の発する旅行命令によって行わなければならない。

2～5 〔略〕

6 旅行命令権者は、宿泊を伴わない県内旅行のうち、旅費_____を支給しない旅行命令を発するときは、第4項本文の規定にかかわらず、口頭により旅行命令を発するものとする。この場合においては、同項の規定による記載は、要しないものとする。

7 〔略〕

（旅費の種類）

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とする。

〔削る〕

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

〔削る〕

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

〔削る〕

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

〔削る〕

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

〔削る〕

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

〔削る〕

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

〔削る〕

（車賃）

（その他の交通費）

第15条 車賃の額は、県内旅行に限り、車賃実費額による

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

〔新設〕

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

〔新設〕

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

〔新設〕

〔新設〕

（日当）

第16条 日当の額は、別表の定額による。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、日当は、支給しない。

ただし、旅行命令権者が必要と認める場合には、この限りでない。

（1） 宿泊を伴わない県内旅行

（2） 市内の旅行

（宿泊料）

第17条 宿泊料の額は、別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

3 一般職に属する職員が公務のため市長、副市長及び教育長並びに他の条例において市長の受ける旅費に相当する額を受ける者と随行して旅行する場合の宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、市

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（4） 前3号に掲げる費用に付随する費用

〔削る〕

（宿泊費）

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる宿泊費基準額の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

〔削る〕

〔削る〕

長、副市長及び教育長の額を適用する。

(食卓料)

第18条 食卓料の額は、別表の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空運賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

[新設]

(宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は省令別表第3に定める1夜当たりの定額とする。

- 2 宿泊手当の額は、宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合には、前項で定める定額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当する費用が含まれる場合には、前項で定める定額の3分の1の額

(転居費)

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定

〔新設〕

した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、第7条に規定する旅費として支給されるものその他の市費による支給が適当ではない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族（職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。以下同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）が職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができ

(退職者等の旅費)

第19条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) 職員が出張中_____に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出発して、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張_____の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第20条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) 職員が出張中_____に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第3条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第21条 〔略〕

る。

(退職者等の旅費)

第20条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から1月以内に出発して、当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張又は赴任の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第21条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第3条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第22条 〔略〕

(旅費の調整)

第22条 〔略〕

(委任)

第23条 〔略〕

別表 (第16条、第17条、第18条関係)

区分	職名	市長、副市長及び教育長	部長、課長等	その他の職員
日当 (1日につき)	宿泊を伴う県内	2,600円	2,400円	2,000円
	旅行			
	県外	5,300円	4,000円	3,500円
宿泊料 (1夜につき)	県内	11,000円	10,000円	9,500円
	県外甲地方	15,000円	13,000円	11,000円
	県外乙地方	14,000円	12,000円	10,000円
食卓料 (1夜につき)	県内	2,500円	2,000円	1,500円
	県外	4,000円	3,500円	3,000円

(備考)

- 1 宿泊料の項中「県外甲地方」とは、東京都23区内及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に規定する指定都市をいい、同項中「県外乙地方」とは、その他の地域をいう。
- 2 県外旅行の際、固定宿泊施設に宿泊しない場合は、「県外乙地方」に宿泊したものとみなす。

(旅費の調整)

第23条 〔略〕

(委任)

第24条 〔略〕

〔削る〕